

## 第 1 章 計画の背景と目的

# 第1章 計画の背景と目的

## 1 計画策定の背景と目的・趣旨

- 高齢者保健福祉計画は、平成2年の福祉関係8法の改正により、平成5年4月に施行された老人福祉法及び老人保健法に位置づけられた計画です。西東京市は、平成13年1月に田無市と保谷市が合併して誕生しました。田無市としては平成6年3月(平成10年3月に改定)に、保谷市としては平成5年3月に、策定していますが、西東京市としては平成15年3月に初めて策定しました。
- 少子・高齢化の急速な進行をはじめ、家族と地域社会のあり方の変化、低迷する社会経済状況、情報化の進展など、高齢社会を取り巻く状況は、ここ数年でさらに変化を遂げています。特に団塊世代が定年を迎える2007年(平成19年)を経て、2010年(平成22年)には高齢化率が2割を超え、さらには10年後の2015年(平成27年)には26%となる超高齢社会の到来が予想されています。この10年間こそが新たな西東京市を考える重要な計画の段階にあるといえます。
- 国では、高齢化の進行に合わせ、平成12年4月の介護保険制度の開始、同年、ゴールドプラン21の策定、社会福祉法等の一部改正などの取り組みを進めています。今回の「介護保険制度改革」では、先にも述べた団塊世代が新たに高齢期を迎えるにあたり、生活機能の低下を未然に防止し、生活機能を維持・向上させる「予防重視型システム」の構築をはじめ、給付の重点化・効率化、介護サービスの適正化、新たなサービス体系、負担のあり方・制度運営の見直しなど、大幅な制度設計の見直しが加えられました。

### 介護保険制度改正の概要

平成17年6月に介護保険法が改正されました。介護保険制度が持続可能な制度となるよう下記の内容について見直しを行いました。

#### 1 予防重視型システムへの転換

- (1) 新予防給付の新設
- (2) 地域支援事業の創設

#### 2 施設給付の見直し

- (1) 居住費・食費の見直し
- (2) 低所得者に対する配慮

#### 3 新たなサービス体系の確立

- (1) 地域密着型サービスの創設
- (2) 地域包括支援センターの創設
- (3) 居住系サービスの充実

#### 4 サービスの質の確保・向上

- (1) 情報開示の標準化
- (2) 事業者規制の見直し
- (3) ケアマネジメントの見直し

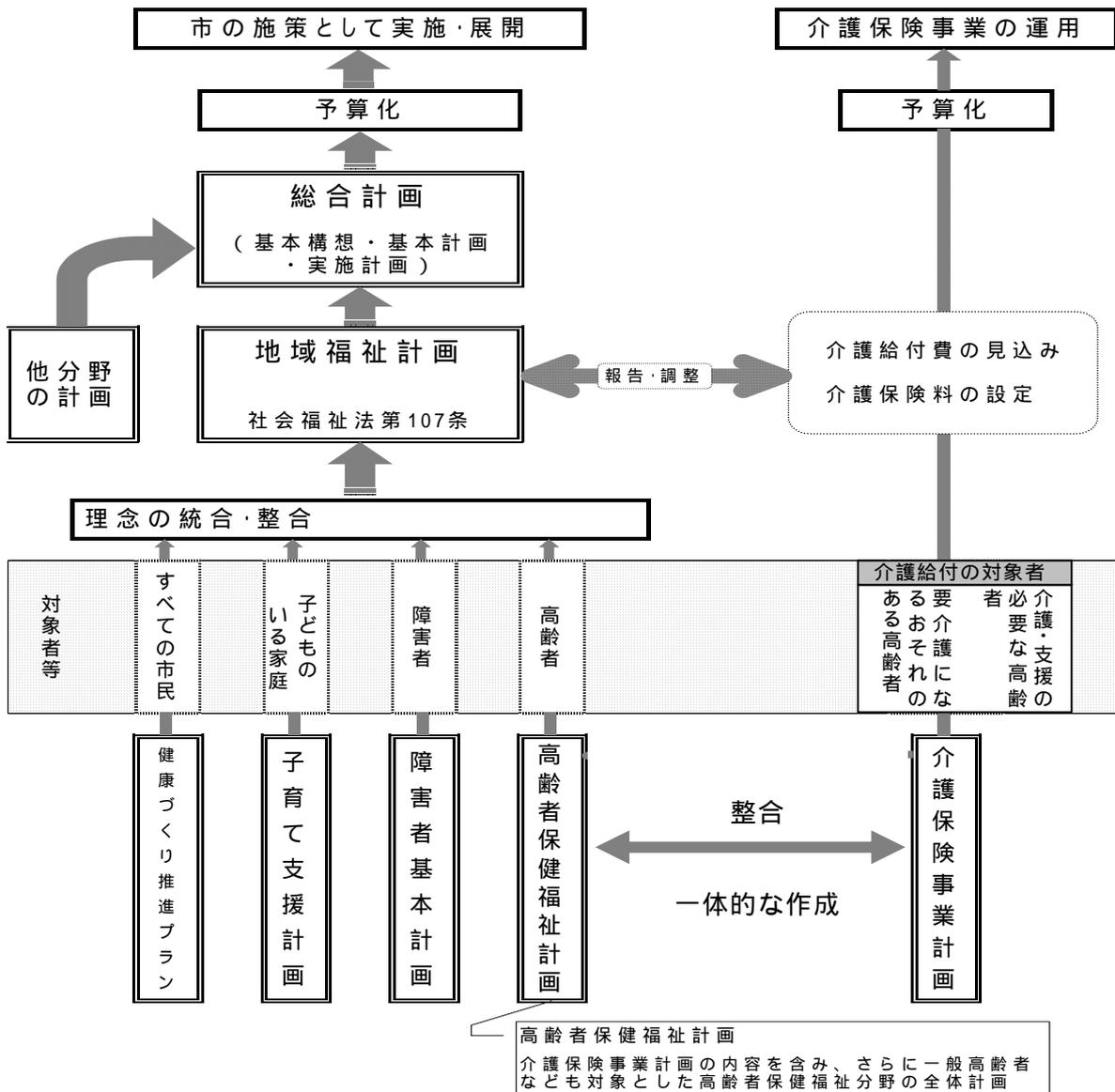
#### 5 負担のあり方・制度運営の見直し

- 東京都では、介護保険制度の開始に合わせ、平成 12 年 3 月に「東京都高齢者保健福祉計画」を策定し、目指すべき東京の高齢社会のビジョンとその実現に向けた取り組みを総合的・体系的に明らかにするとともに、区市町村や関係団体、都民や企業等を含む社会全体として目指すべき方向性についても示しました。また、12 年 12 月には行政主導の福祉から、利用者本位の「新しい福祉」を理念とする「福祉改革推進プラン」を発表し、都独自の戦略プロジェクトに取り組み、平成 14 年 2 月には「地域での自立を支える新しい福祉」を目指す「TOKYO 福祉改革 STEP 2」を発表しました。さらに平成 15 年 3 月、「東京都高齢者保健福祉計画」を改訂し、「安心・いきいき・支え合いの高齢社会を目指して」5 つの基本的視点のもと、「高齢者が、それぞれの個性に応じ地域で自立して暮らしていけるよう、総合的な施策の展開」、「地域の保健・医療・福祉の基盤整備や各種資源の効率的な活用に対し、広域調整や支援」の 2 つの基本コンセプトを定めました。
- これらの背景と動向のもと、西東京市においても、2015 年（平成 27 年）の高齢者介護のあり方（施設整備計画等）を念頭においた制度運営のイメージづくり、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点とした内容の検討、保険料の設計等が必要になっています。
- 「西東京市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第 3 期）」は、前の計画の実績や進捗状況、市の高齢者を取り巻く環境の変化を踏まえ、「自助・共助・公助」の視点に立ち、今後 3 年間にわたる西東京市の高齢者保健福祉の考え方と目標を具体化するために策定するものです。

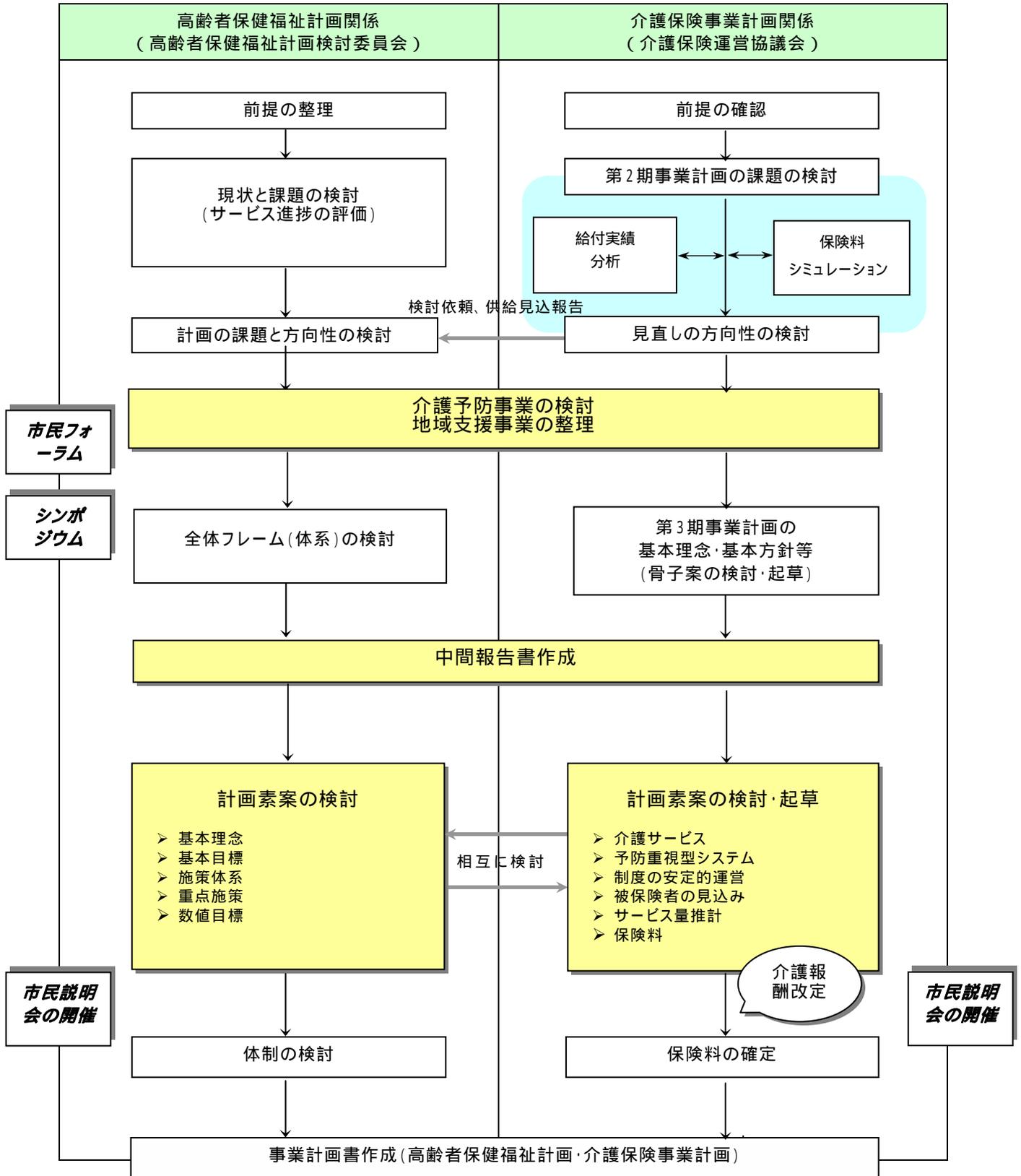
## 2 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の流れ

- 高齢者保健福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に作成される必要があるため、両計画が整合性あるものとして策定されるよう、検討を進めました。

図表 保健福祉関係計画の相関図



図表 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の検討のフロー

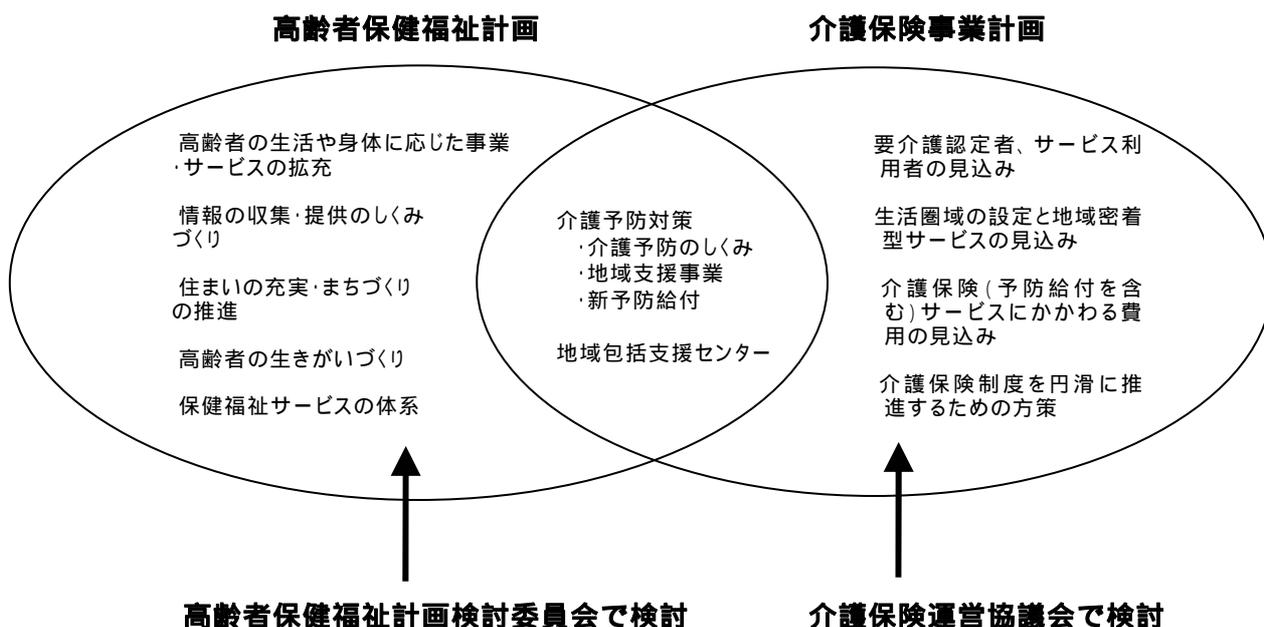


### 3 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の枠組み

#### (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の位置づけ

- 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定及び老人保健法第 46 条の 18 の規定に位置づけられた計画です。
- 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定される「市町村介護保険事業計画」として位置づけられます。
- 本計画は、「西東京市総合計画」に基づく計画で、新しい施策体系と施策内容を盛り込んだ計画です。
- 本計画は、「東京都高齢者保健福祉計画」、「東京都介護保険事業支援計画（第 3 期）」との整合性を持つ計画です。従来から高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、調和の保たれたものでなければならぬと位置づけられてきましたが、今回の介護保険制度改革では「予防重視型システムの構築」がうたわれ、「新・予防給付」と「地域支援事業」が創設、それらのマネジメントを行う「地域包括支援センター」が設置されることから、一体のものとして作成することが要件となっています。

図表 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の関係





## 4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定における「市民参加」

### (1) 基本的考え方

- 西東京市は、行政運営に市民の意見を十分に反映しながら施策を立案することが不可欠であるとして、「市民参加条例」を制定し、「市民参加のまちづくり」を進めています。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定においても、「市民参加」が重要なキーワードとなっています。

### (2) 具体的な市民参加

- 「市民参加」の方策として、以下の視点に立って実施しました。

#### **視点1** 多様な参加の機会をつくる市民参加を支援するツールをつくる

- ・ 2015年（平成27年）の高齢者介護、介護予防のあり方などを検討する目的で、グループワークの手法を用い、ワークショップ形式の市民フォーラムを実施しました。「“100歳で現役”をめざす健康づくり - 介護予防・みんなで話そう、考えよう -」をテーマに掲げ、「健康づくりや介護予防に関心のある市民、健康づくりやスポーツ関連のサークルに参加している市民など」を対象に、西東京市の高齢者の現況や心身の状況、福祉会館の利用風景などを画像で見た後、在宅介護支援センターの担当区域ごとにグループに分かれて、「市民が介護予防事業に望むこと」や、「地域における社会資源である福祉会館等を活用した介護予防事業」についての具体的なアイデアを出し合い、結果をまとめてグループごとに発表を行いました。
- ・ さらに、これらで得られた市民意見は、高齢者保健福祉計画検討委員会及び介護保険運営協議会において検討が加えられました。
- ・ また、計画策定期間中に市民説明会を4回実施するほか、出前講座の依頼を受けます。
- ・ 市民に最新の情報を提供し、計画策定への参加を促すために、高齢者保健福祉計画検討委員会や介護保険運営協議会の日程や傍聴の呼びかけ、検討経過をお知らせしました。

## **視点2** 市民の視点から計画をチェックする

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、言うまでもなく、市民のための計画です。市民の視点から計画の内容をチェックし、市民の意向に沿った計画とするために、パブリックコメントを実施します。
- ・また寄せられた意見を整理・分析し、計画の検討に活かしていきます。